

群馬県からののお知らせ

群馬県青少年健全育成条例の一部改正について

平成30年6月26日施行

改正の趣旨

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下青少年環境整備法という）の一部改正に伴い、所要の改正を実施。
- 青少年を有害情報から守るため、フィルタリング利用を促進。

主な改正内容

青少年環境整備法の一部改正法では・・・

- **携帯電話事業者等に「青少年確認義務」「保護者等への説明義務（インターネット利用により有害情報に触れること、フィルタリング利用及び有効化措置の必要性）」の新設**

- 現行条例で「青少年確認義務」「保護者等への説明義務」の規定があるため『重複箇所の削除』、実行性を持たせるため『説明書の交付は継続』
- 「保護者等への説明義務」のうち、フィルタリング有効化措置に対応するため、**有効化措置の説明を新たに規定** 【以上第28条の2第1項】

青少年環境整備法の一部改正法では・・・

- **保護者から「フィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出があれば、有効化措置を講じない」の新設**

- 現行条例で「フィルタリングの利用を希望しない」場合は、実行性を持たせるため**書面を提出する旨の規定がある。「有効化措置」についても同様の規定を新設する。**
- 携帯電話事業者等に提出する上記**書面**について、事業者、保護者の負担軽減に配慮して、**電磁的記録を含むとする規定を追加** 【以上第28条の2第2～3項】
- 現行条例で、実行性を持たせるため、事業者側に「保護者から書面の提出があったときに限り、フィルタリング利用をしない契約ができる」の規定がある。**有効化措置については「書面の提出があったときに限り、有効化措置を講じないことができる」旨の規定を新設** 【以上第28条の2第4～5項】



「群馬県青少年健全育成条例」に関する詳しいお問い合わせは
群馬県こども未来部 子育て・青少年課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号 電話 027-223-1111(内線2966)・027-897-2966(直通)

※ 詳しい内容は、群馬県ホームページでもご覧いただけます。検索方法は、群馬県ホームページ上部の「検索」に「健全育成条例」と入力して検索を実行して下さい。

詳しい情報は、HPで検索して下さい。

健全育成条例

検索

CLICK!

店側の義務と保護者の役割について

店側の義務

- ① 契約締結者、携帯電話端末の利用者が18歳未満か確認する。
- ② 青少年有害情報を閲覧する可能性、フィルタリングの必要性・内容を青少年や保護者に対し説明して、説明書を交付する。
- ③ 契約販売時にフィルタリングを使えるようにする。
【今回の改正で新設】



群馬県は、警察、教育委員会などと連携して、青少年がインターネットを安全・安心に利用するための標語によって、「おぜのかみさま」県民運動を推進しています。

保護者の役割

- ① 18歳未満が使用者である旨を申し出ましょう。
- ② フィルタリングについて、説明を受けましょう。
- ③ フィルタリングを使えるようにしましょう。

※ フィルタリングの内容や不明な点は、各会社のホームページなどを確認して下さい。

セーフネット標語「おぜのかみさま」
写真を「お」くらない
「ぜ」ったいあわない
個人情報を「の」せない
悪口等を「か」きこまない
有害サイトを「み」ない
出会いを「さ」がさない
ルールを「ま」もる

※ 資料中の用語説明

- **フィルタリングとは・・・**
有害情報に触れないようにアクセスを制限する機能（事業者提供）
- **フィルタリングの有効化措置とは・・・（法第16条に規定）**
フィルタリングソフトウェアが青少年有害情報の閲覧制限を実効的に行いうる程度までをいう。（フィルタリングを使用出来る状態）
- **有害情報とは・・・（法第2条第9項に規定）**
インターネットを利用して公衆の閲覧や視聴に供されている情報のうち、青少年の健全な成長を著しく阻害する情報で、下記の例示をいう。
 - ・ 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報（例：薬物、暴力）
 - ・ 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報（例：アダルトサイト）
 - ・ 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他著しく残虐な内容の情報
- **電磁的記録とは・・・**
事業者側の準備するタブレット端末に入力する方法などを想定